



令和2年11月9日
岡山市人事委員会

令和2年 職員の給与に関する報告の概要

報告のポイント

- 月例給の改定なし
職員給与が民間給与を176円(0.04%)上回っているが、この較差が極めて小さく、おおむね均衡していることから、改定なし

1 職員給与と民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内332の民間事業所から127事業所を無作為抽出し、本年4月分の給与等を調査(調査完了率84.1%)

職員と民間における4月分給与を対比させ、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層の同じ者同士を比較

(月例給)

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) [[(A)-(B) / (B) × 100]
393,353 円	393,529 円	△176 円 (△0.04%)

(職員の平均年齢 44.8 歳)

2 改定方針

本年の公民給与較差が極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当

3 その他給与に関する諸課題

(1) 高齢層職員の給与制度のあり方

昇給制度については、他都市の動向も注視しつつ、定年引上げに向けた国の動向や本市の実態等を踏まえ、その見直しについて引き続き検討していくことが必要

(2) その他諸手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、今後も国、他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえて検討していくことが必要

<参考>

① 特別給の改定(令和2年10月27日勧告)

民間の支給割合と職員の支給月数との均衡を図るため、0.05月分引下げ(4.50月分→4.45月分) 支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告の内容等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

② 過去の給与勧告等の状況

年	月例給 (公民給与の較差)	特別給		平均年間給与 (公民給与比較対象職員)	
		年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成21年	△4,972 円 (△1.23%)	4.15 月	△0.35 月	△211 千円	△3.4%
平成22年	368 円 (0.09%)	3.95 月	△0.20 月	△80 千円	△1.2%
平成23年	△519 円 (△0.13%)	3.95 月	—	△8.5 千円	△0.13%
平成24年	△367 円 (△0.09%)	3.95 月	—	△5.9 千円	△0.09%
平成25年	※ 78 円 (0.02%)	3.95 月	—	—	—
平成26年	1,332 円 (0.33%)	4.10 月	0.15 月	80 千円	1.26%
平成27年	914 円 (0.23%)	4.20 月	0.10 月	54 千円	0.84%
平成28年	※ 195 円 (0.05%)	4.30 月	0.10 月	39 千円	0.61%
平成29年	439 円 (0.11%)	4.40 月	0.10 月	46 千円	0.71%
平成30年	345 円 (0.09%)	4.45 月	0.05 月	24 千円	0.38%
令和元年	※ 36 円 (0.01%)	4.50 月	0.05 月	19 千円	0.29%
令和2年	※ △176 円 (△0.04%)	4.45 月	△0.05 月	△20 千円	△0.31%

(注) 1. 公民給与の較差欄の※については、給料表の改定勧告を行っていない。

2. 平成22年の月例給については、民間給与との較差を考慮しつつ、職務給の原則を踏まえた適切な給与制度に向けた見直しを図ることを要請。

3. 特別給の年間支給月数は、改定後の月数である。

4. 平成21年の平均年間給与は、全職員による試算値である。